

安定器等・汚染物の処理体制の整備の方向性について

(1) 基本的な考え方

① 処理対象物の実態把握

- 安定器等・汚染物については、その実態が必ずしも明らかになっていないため、対象物の種類、量及び性状について、更に実態把握を進めていくことが必要。

② 広域的拠点施設の体制の整備

- 現時点で処理の見込みが立っていない地域の保管事業者は、いつまで保管を続けなければならないのかという不安が強い。長期保管により紛失等が懸念され、処理体制の整備の具体的な方針を早期に明らかにすることが必要。
- 処理の見込みの立っていない地域の自治体からも、早期に処理体制を整備することについての要望が強い。国は、関係の自治体と連携し、早期の処理体制の整備を図ることが必要。

(2) 現状の認識

- 北九州事業については、安定器等・汚染物の処理施設を安定稼働できるようになってきたが、処理量の増大、多様な汚染物についての処理方法確立について更に取り組む必要がある。
- 北海道事業については、施設の建設を速やかに進め、安定稼働を確立していく必要がある。
- 東京事業所の安定器の処理設備については、稼働に問題があり停止している状況である。
- 豊田事業、大阪事業エリアにおいては、従前より施設立地の努力をしてきたところであるが、現状では、施設整備の見込みは立っていない。また、東京事業所については、元々安定器等のみを処理対象物としていたため、感圧複写紙等の汚染物の処理体制は未整備であった。

(3) 今後の処理体制の整備

- 北九州・北海道事業所の処理施設において、自らのエリアの安定器等・汚染物の処理を行い、処理終了の見通しがついた後、高圧トランス・コンデンサ等の処理をしている期間内は、施設立地自治体の理解を得ることを前提に、豊田事業、東京事業（※）、大阪事業エリアの安定器等・汚染物の処理を行い、当該期間内に全国のすべての安定器等・汚染物の処理が終わることが望ましい。

※ 東京事業所については、稼動に問題があり停止している状況であるため、学識経験者による技術的評価を行い取扱いについて結論を得る必要がある。

- しかしながら、現状の処理実績に照らすと、北九州・北海道事業所において、豊田・東京・大阪事業エリアの処理を行っても、当該期間内のみでは、相当な量の処理が終わらないと見込まれる。(別紙参照)
- このため、早期の処理完了を目指し、JESCOは、北九州・北海道エリアの処理推進に努めるとともに、国は、豊田・東京・大阪事業エリアにおける処理体制の確保に具体的に取り組む。
- その上で、北九州・北海道事業所については、当該エリアの安定器等・汚染物の処理終了の見通しがついた時点で、全国の残存する廃棄物量や安定器等・汚染物の処理状況を踏まえ、国は、処理体制の方向性について判断する。

(4) 関係者の協力等

- 国、自治体及び保管事業者等の関係者は、処理施設が立地している自治体へのPCB廃棄物の適正な搬入に協力する。特に、自治体については、処理施設が立地している自治体とそれ以外の自治体の間での、PCB廃棄物問題への認識の差が大きいとの指摘があるところであり、保管事業者や収集運搬業者への指導強化等により、適正保管及び処理施設への適正な搬入が図られるよう努めることが必要。

(別紙)

北九州・北海道事業所による豊田・東京・大阪事業エリア分の処理可能性(試算)

いくつかの条件を仮定して、北九州・北海道事業所による豊田・東京・大阪事業エリア分の処理可能性を試算すると次のようになる。

1. 試算の考え方

- 処理対象量(JESCOによる推計値を活用)
豊田・東京・大阪事業エリアの安定器等・汚染物の量:約8,800トン

(条件1)

- ・施設の年間処理量としては、北九州施設の実績に基づく量を用いる。
 - 年間処理量約450トン/年
(うち安定器・汚染物約400トン、二次廃棄物約50トン)

(条件2)

- ・処理を行う期間としては、両地域で自地域の安定器等・汚染物の処理が終わった後、トランス・コンデンサの処理が続いている期間とする。
 - 北九州事業所は平成30年度まで
 - 北海道事業所は平成35年度まで
(第3回検討委員会 資料3-3の試算による期間)

2. 2事業所での処理可能量

- 北九州事業所において、平成27年度～平成30年度に1,600トン程度の処理が可能。
- 北海道事業所において、平成30年度～平成35年度に2,400トン程度の処理が可能。

3. 結果

- 豊田・東京・大阪事業エリアの対象物約8,800トンのうち約4,000トンの処理ができるが、約4,800トン程度が未処理という試算となる。